

住宅省エネ改修 補助金

共同住宅も
対象



申請ガイド

-第 1.2 版-

2025 年 6 月

目次

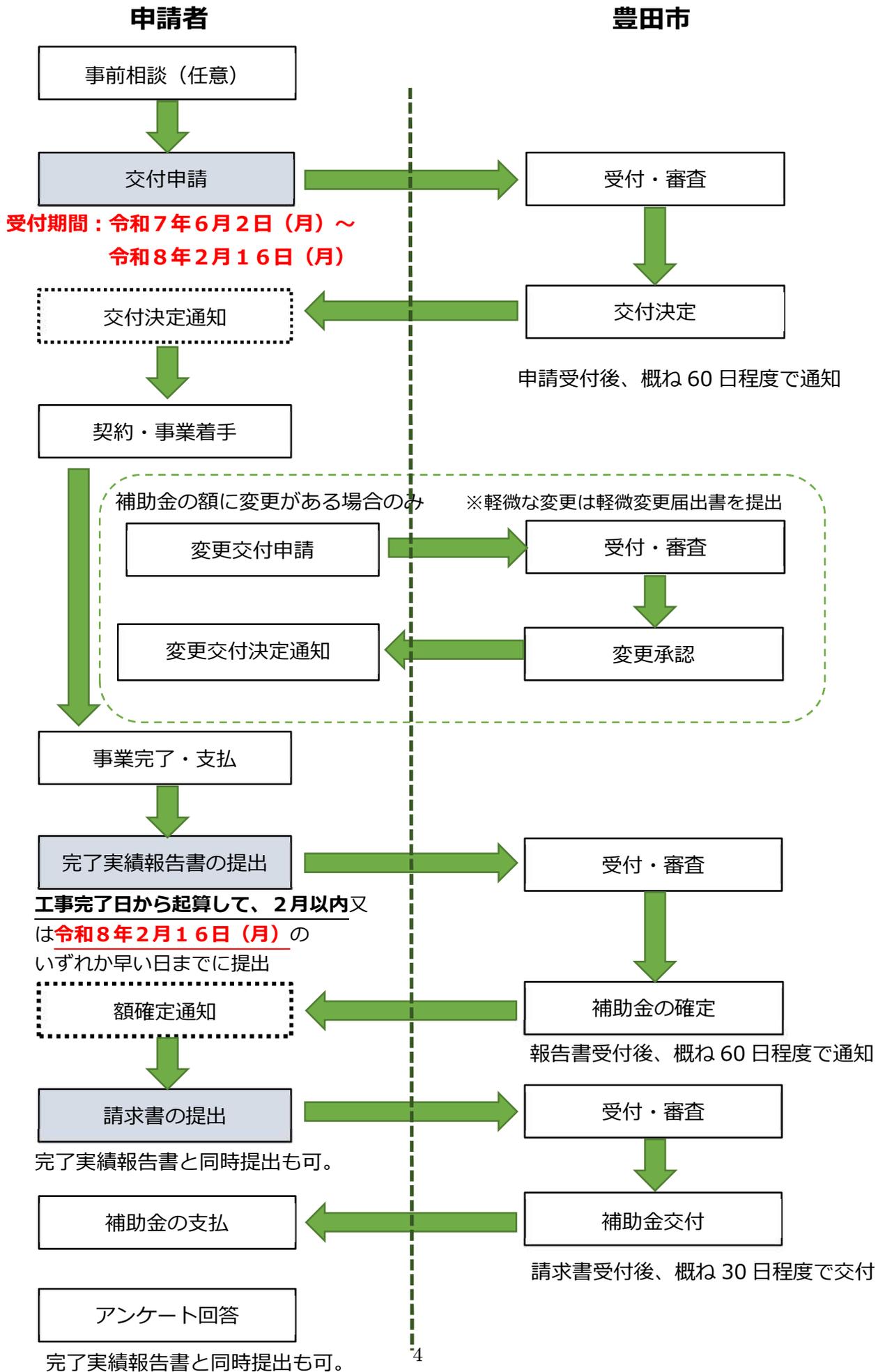
1. はじめに.....	3
(1) 事業の趣旨	3
(2) 事業の流れ	4
2. 事業の内容について	5
(1) 対象住宅	5
(2) 補助対象者	5
(3) 補助要件	6
(4) 補助対象事業費	6
(5) 部分改修工事	7
(6) 補助率・補助上限額.....	9
(7) モデル工事費	10
3 交付申請について.....	11
(1) 事前相談	11
(2) 申請時提出書類一覧.....	11
(3) 交付申請提出期限.....	12
(4) 提出方法・提出先.....	12
(5) 留意事項	13
4 申請内容の変更について	13
(1) 交付決定通知後の変更について	13
(2) 変更申請時提出書類一覧.....	13
5 完了実績報告について	14
(1) 完了実績報告時提出書類一覧	14
(2) 完了実績報告提出期限.....	15
(3) 提出方法・提出先.....	15
6 補助金の支払について	16
(1) 補助金額の確定	16
(2) 補助金の支払請求及び支払	16
(3) 提出書類	16
(4) 提出期限	16
(5) 提出方法・提出先.....	16
7 その他留意事項等.....	17
(1) 他の補助金との関係.....	17
(2) 消費税の取扱い	17
(3) アンケート調査への協力について	17
(4) 財産の処分の制限について	17
(5) 交付決定の取消し、補助金の返還等について	17

1. はじめに

(1) 事業の趣旨

「住宅省エネ改修補助金」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネルギー化を促進するため、省エネ改修後の省エネルギー性能の水準がZEH水準相当となる場合について、既存住宅の所有者等に対して、省エネ設計費及び省エネルギー性能を向上する改修工事費の一部を補助する事業です。

(2) 事業の流れ



2. 事業の内容について

(1) 対象住宅

ア 次の(i)~(iii)の全ての要件に該当するものであることが必要です。

(i) 対象の住宅は、豊田市内に存する次に掲げる民間の既存住宅であること

戸建住宅	一戸建ての住宅
共同住宅等	共同住宅及び長屋

※店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限ります。なお、店舗等の部分は対象外です。

※公的事業主体（国、愛知県、豊田市等）が所有するものは対象外です。

(ii) 過去に本事業の補助金の交付を受けた住宅でないこと

(iii) 他の補助制度により国、愛知県、本市から補助を受けた住宅でないこと

※補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、他事業の補助対象部分を除く部分について補助対象となる場合があります。

イ 地震に対する構造安全性の確認について、次の①~③のいずれかに該当するものであることが必要です。

①昭和56年6月1日以降に着工されたものであること

②耐震診断※により構造安全性が確かめられたもの

③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの

※「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、所要の耐震性能を有していること

(2) 補助対象者

・市内に住宅を所有し、居住する住民（共同住宅における区分所有者を含む）

・市内の共同住宅の管理組合又は共同住宅の所有者

※管理組合：「区分所有法」第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人

※管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸についての申請が可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。

※区分所有者が共用部分（住戸の窓・ドア等）の改修を行う場合、管理組合の承諾が必要な場合があります。

(3) 補助要件

・省エネ改修工事の補助要件は以下のとおりです。

項目	補助要件
全体改修	・改修後の住宅が ZEH 水準に相当することについて、BELS 等の第三者機関による評価・認証を受けていること (共同住宅等においても、建物全体で評価・認証を受ける必要があります。)
部分改修	・2 か所以上の開口部（窓・ドア）の改修を含むもの。 ・「(5) 部分改修工事」を行うもの。

※補助対象は、省エネ性能が向上する改修工事に限ります。

※塗装工事及び屋根の葺替工事は対象外です。

※BELS：建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度。

■ ZEH 水準について

ZEH 水準とは、断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

※断熱等性等級：日本住宅性能表示基準（平成13国土交通省告示第1346号）に定めるもの

(4) 補助対象事業費

補助対象事業費		補助対象	
		全体改修	部分改修
省エネ設計等	・省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用	○	○
	・改修設計内容について BELS 等の評価・認証を受けるために必要な費用	○	-
省エネ改修工事	・開口部（窓、ドア）の断熱改修工事に係る費用	○	○
	・躯体等（外壁、屋根、天井又は床）の断熱改修工事に係る費用（ただし、塗装工事や屋根の葺替工事等の断熱材を使用しない改修工事は除く。）	○	○
	・設備の効率化工事に係る費用（ただし、部分改修の場合は、開口部及び躯体等の断熱改修工事費の合計額以下）	○	○
	・省エネ化による建築物の重量化に伴う構造補強工事に係る費用	○	-

(5) 部分改修工事

ア 開口部の断熱化に係る改修工事

窓のガラス交換、内窓設置、外窓交換又はドア交換による断熱改修工事であつて、以下のいずれかの基準を満たすもの。

基準
①「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有するものに限る。）に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分 B 以上、共同住宅等においては C 以上の建材であること
②カタログ等により ZEH 水準の仕様基準 [※] への適合が確認できるもの

※ZEH水準の仕様基準：住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示第 1106 号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

イ 躯体等の断熱化に係る改修工事

外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事であつて、以下のいずれかの基準を満たすもの

基準
以下のいずれかに該当する断熱材であつて、厚さ等が ZEH 水準の仕様基準に適合すること
①「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材であること
②カタログ等により ZEH 水準の仕様基準への適合が確認できるもの。

ウ 設備の効率化に係る工事

以下の設備を設置する工事であるもの

設備種別 ^{※1}	仕様（ZEH 水準）	
太陽熱利用システム	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により右記の要件を満たすものであることが確認できること。	強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
高断熱浴槽 ^{※2}		JISA5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器		電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート） ^{※3}
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） ^{※3}	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7% 以上であること。
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール） ^{※3}	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94% 以上であること。石油給湯器の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。

		石油給湯器の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102%以上であること。
	節湯水栓 ^{※4}	JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」と同の水栓と同等以上の機能を有すること（浴室シャワー水栓に限る）
	燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可。）
	コージェネレーション設備	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準（JIS B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で 80%以上であること。
	蓄電池	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
	LED 照明 ^{※5}	工事を伴うものに限る。

- ※1 節湯水栓については、設置を行った台数分補助します。それ以外の設備については、設置を行った設備に種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とします。
- ※2 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれとセットの場合、又は「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」のいずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）と3つセットの場合に限ります。
- ※3 節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）と高断熱浴槽と3つセットの場合に限ります。
- ※4 浴室シャワー水栓で「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれとセットの場合、又は「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限ります。
- ※5 LED 照明については、引っ掛けシーリングやダクトプラグに直接取り付けられるものなど、電気工事を伴わない照明機器は対象外です。

【子育てグリーン住宅支援事業】

公式ホームページより、登録建材・設備機器等をご確認ください。

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/reform/>



【子育てエコホーム支援事業】

公式ホームページより、登録建材・設備機器等をご確認ください。

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/reform/>



<補助対象となる設備工事の組み合わせ>

○が付いている組み合わせが補助対象となります。※表は横に見ること

設備種別	以下のいずれか ^{※2} の設置 ①ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器) ②燃料電池システム(エネファーム) ③コージェネレーション設備	以下のいずれかの設置 ①電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート) ②潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) ③潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)	高断熱浴槽の設置	節湯水栓 ^{※3} の設置
補助対象となる組み合わせ ^{※1}	○		○	
	○			○
		○	○	○

※1 既設でも可ですが、申請ガイド P7,8 の要件を満たす機器である必要があります。

※2 ハイブリッド給湯器、燃料電池及びコージェネレーション設備は単独でも補助対象です。

※3 浴室シャワー水栓に限ります。

(6) 補助率・補助上限額

- ・補助率及び補助上限額は、下表のとおりです。
- ・上限額には、省エネ設計等及び省エネ改修工事を含みます。

補助率	補助上限額
4 / 5	700,000 円/戸

※補助対象事業費の算出にあたり、「ウ 設備の効率化に係る工事」に要する経費は、「ア 開口部の断熱化に係る改修工事」及び「イ 躯体等の断熱化に係る改修工事」に要する経費の合計額を上限とします。

<補助額の考え方>

- ①モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を合計した額×補助率
 - ②補助上限額
- ①又は②のうち、低い額が補助額となります。モデル工事費は、部分改修・全体改修を問わず、「(7) モデル工事費」に示した額とします。

※モデル工事費に定めのない工事については、実際の工事費を加算したものとします。

(7) モデル工事費

ア 開口部の断熱化に係る改修工事

	工事種別	工事規模		モデル工事費 (ZEH 水準)	
窓	ガラス交換	大	1.4 m ² 以上	11.2 万円/枚	
		中	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	8 万円/枚	
		小	0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	3.2 万円/枚	
	内窓設置・ 外窓交換	大	2.8 m ² 以上		27.2 万円/箇所
		中	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満		21.6 万円/箇所
		小	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満		17.6 万円/箇所
ドア	ドア交換	大	開戸：1.8 m ² 以上	39.2 万円/箇所	
			引戸：3.0 m ² 以上		
		小	開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満	34.4 万円/箇所	
			引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満		

※ガラス交換とは、外部に面した既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものです。

※内窓設置とは、外部に面した既存窓の内側に新たに窓を新設、又は既存の内窓を交換するものです。

※外窓設置とは、外部に面した既存窓を交換、又は外部に面する窓を新設するものです。

※ドア交換とは、外部に面した既存のドアを交換、又は外部に面するドアを新設するものです。

※ガラス交換はガラスの寸法、内窓設置・外窓交換・ドア交換は内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とします。

※ドアに付いているガラスのみ交換の改修は対象外です。

イ 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	断熱材の区分		モデル工事費 (ZEH 水準)
外壁	A～C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。	22.5 万円/m ²
	D～F		33.8 万円/m ²
屋根・天井	A～C	<断熱材の区分> A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035	8 万円/m ²
	D～F		13.7 万円/m ²
床	A～C	D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下	28 万円/m ²
	D～F		42 万円/m ²

ウ 設備の効率化に係る工事

設備種別		モデル工事費
太陽熱利用システム		45.2 万円/戸
高断熱浴槽		43.7 万円/戸
効 高	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	27.9 万円/戸

	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 （ハイブリッド給湯器）	
	節湯水栓	6.3万円/台
	燃料電池システム（エネファーム）	モデル工事費なし
	コージェネレーション設備	モデル工事費なし
	蓄電池	51万円/台
	LED照明	モデル工事費なし

※太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器は1戸あたり1台まで、節湯水栓は設置を行った台数を補助対象とします。

3 交付申請について

(1) 事前相談

交付申請書類を作成される前に、必要がある場合は、事前にご相談ください。
なお、事前相談に時間を要する場合がございますので、余裕をもってご相談ください。

(2) 交付申請時の提出書類一覧

全体改修の場合はA列、部分改修の場合はB列の書類を提出してください。
申請書を提出する際は、**必ず番号順にそろえて**窓口までご提出ください。

※管理組合が複数住戸まとめて申請する場合は、別途HP掲載の「(管理組合用)交付申請時提出書類一覧」をご確認ください。

番号	A 全体 改修	B 部分 改修	提出書類、作成上の注意
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（第1号様式）
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内訳書（第1-1号様式）
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（申請日より3か月以内に発行されたものに限る） 住宅の所有者、建築年月日及び延べ面積が分かる書類であること。
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	位置図 ・住宅地図等に住宅の位置を矢印やマーカーなどで明示してください。
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平面図、立面図、断面図等 ・住宅全体の図面に省エネ改修工事を行う位置と改修内容（改修室、改修部位、補助対象建材、設備等）を明示してください。 ・窓の断熱改修は、平面図の窓位置に通し番号を記載し、提出書類番号6、9、10の番号にそれぞれ対応するようにしてください。
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネ改修工事に係る見積書の写し ・以下すべての記載がある見積書を提出。 ①工事全体の金額（税別金額の記載があるもの） ②見積書作成日、工事場所、施工会社 ③施行部位ごとの金額の内訳（内訳書と整合性がとれていること）

○提出にあたって

様式に必要事項が記載されていない場合及び、必要書類が揃っていない場合は、申請書の受付をすることはできません。

○提出先（窓口）：

〒471-8501 豊田市西町3丁目 60 番地
豊田市役所環境政策課 「住宅省エネ改修補助金」係
電話：0565-41-7391

(5) 留意事項

ア 交付決定について

- ・提出された補助金の交付申請書類を審査し、適正と認めた場合、申請者に対して交付決定通知書を送付します。（受付後、概ね60日後）

イ 工事請負契約について

- ・交付決定後に、工事請負契約を締結してください。
- ・交付決定前に、工事請負契約の締結や工事着手をした場合は、補助金を交付できません。

4 申請内容の変更について

(1) 交付決定後の変更について

交付決定後、やむを得ず、申請のあった工事内容（製品の仕様、設置場所、箇所数等）等を変更する場合は、本市に対し事前に報告を行い、必要な手続きを行ってください。（変更申請では、対象の住宅の追加はできません。）

※変更内容が工事完了予定日の6か月未満の変更の場合は、届出は不要です。

(2) 変更申請時提出書類一覧

①補助金の額に影響のない軽微な変更（窓のサイズの変更、断熱材の数量の変更等）

- ・軽微変更届出書を提出してください。
- ・変更点がわかった時点で、なるべく早めに提出してください。

②補助金の額に影響のある変更

- ・必ず完了実績報告書を提出する前にご提出ください。
- ・全体改修の場合は A 列、部分改修の場合は B 列の書類を提出してください。
- ・申請書を提出する際は、**必ず番号順にそろえて**窓口までご提出ください。

番号	A	B	提出書類、作成上の注意
	全体改修	部分改修	
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助金変更交付申請書（第4号様式）
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内訳書（第1-1号様式）
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交付決定時から、変更となる事項を示すもの

※上記の書類のほか、審査の際に確認すべきことが生じた場合に追加で書類の提出を求められることがあります。

5 完了実績報告について

申請した工事が完了した申請者は、完了実績報告を行ってください。完了実績報告の内容は、交付申請時又は変更申請時に提出した見積書や内訳書に記載されている工事内容、仕様、数量等と合致している必要があります。

(1) 完了実績報告時の提出書類一覧

全体改修の場合は A 列、部分改修の場合は B 列の書類を提出してください。

申請書を提出する際は、**必ず番号順にそろえて**窓口までご提出ください。

※管理組合が複数住戸まとめて申請する場合は、別途 HP 掲載の「(管理組合用) 完了実績報告時提出書類一覧」をご確認ください。

番号	A 全体 改修	B 部分 改修	提出書類、作成上の注意
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	完了実績報告書 (第 8 号様式)
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内訳書 (第 1 - 1 号様式)
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工チェックリスト (第 8 号様式別紙) ・ 施工会社が作成すること
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約書等の写し ・ 住宅の所有者と施工業者等との契約の書面の写し ・ 注文書及び請書により請負契約を締結する場合は、注文書及び請書の写し
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	領収書の写し ・ 住宅の所有者が施工業者等に代金を支払った際の領収書 ・ 申請者の名義以外の支払は認められません。 ・ 領収書は、補助対象となる改修工事であることが分かるよう、内容を記載すること
6	<input type="checkbox"/>	-	BELS 評価書の写し ・ 全体改修を行う場合は必ず提出すること。
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工中の写真 (躯体等の断熱化に係る改修工事、LED照明のみ) (参考様式) ・ HP 掲載の参考様式を使用し、カラー写真を提出してください。 ・ 交付申請の内容のとおり確かに施工されていることが確認できるよう工事 施工中の現場の写真を撮ってください。 ・ 施工後に隠れて見えなくなる部分があれば、その写真を重点的に撮って ください。 ・ 撮影場所、撮影日等を記載し、工事写真台帳の形式で整理してください。
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事完了後の写真 (参考様式) ・ HP 掲載の参考様式を使用し、カラー写真を提出してください。 ・ 工事完了後の現場の写真及び材料の仕様 (製品型番号など) がわかる写 真を撮ってください。

			<ul style="list-style-type: none"> ・製品に型番等の記載がない場合は、性能証明書を提出してください。※どの施工箇所の性能証明書かわかるよう、性能証明書欄外に通し番号を記載 ・窓のガラス交換、躯体の断熱改修工事については、品番及び数量が把握できるよう、納品時の梱包写真を提出してください。
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>出荷証明書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～④の記載がある書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①製品型番（「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている型番） ②寸法、厚み等 ③出荷先（申請者名、住所が記載されていること） ④施工業者名 ・改修箇所すべての出荷証明書を提出し、どの改修箇所の出荷証明書かわかるよう通し番号を記載。 ・出荷証明書が提出できない場合は、上記①～④の記載がある別の書類を提出してください。
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>補助金交付請求書（第10号様式）</p> <p>補助金額確定通知後に提出するものですが、完了実績報告と同時に提出することも可能です。その際は、日付と金額を空欄にしてください。</p>

※上記の書類のほか、審査の際に確認すべきことが生じた場合に追加で書類の提出を求められることがあります。

※同時に耐震改修工事を実施した場合の確認書類について

- ・補助事業に係る改修工事と同時に耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施した場合は、別途、耐震改修工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

※同時に構造補強工事を実施した場合の確認書類について

- ・補助事業に係る改修工事と同時に構造安全性を確保するための構造補強改修工事を実施した場合は、別途、構造補強工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

(2) 完了実績報告の提出期限

完了実績報告は、工事完了日※から起算して、2月以内又は令和8年2月16日(月)のいずれか早い日までに提出してください。

※工事完了日は、事業が完了した日とします。

(3) 提出方法・提出先

○提出方法：郵送、または窓口まで直接ご提出ください。

※郵送する場合は、事前に窓口へお電話ください。

○提出先（窓口）：

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
 豊田市役所環境政策課 「住宅省エネ改修補助金」係
 電話：0565-41-7391

○提出にあたって

様式に必要事項が記載されていない場合及び、必要書類が揃っていない場合は、報告書の受付をすることはできません。

6 補助金の支払について

(1) 補助金額の確定

完了実績報告の内容を審査し、適正と認めた場合は、受付後、概ね 60 日程度で補助金額確定通知書を送付します。

(2) 補助金の支払請求及び支払

- ・申請者は、補助金額確定通知書を受領した後、速やかに支払請求を行ってください。完了実績報告書と同時に提出することも可能です。
- ・支払請求のあった日から、概ね 30 日程度で補助金の支払を行います。ただし、提出された書類等に不備があった場合は支払が遅れる場合があります。

(3) 提出書類

補助金交付請求書（様式第 10 号）

※**完了実績報告書と同時に提出することも可能です。**その際は、日付と金額を空欄にしてください。

(4) 提出期限

補助金額確定通知書を受領後、速やかに提出してください。

(5) 提出方法・提出先

○提出方法：郵送、または窓口まで直接ご提出ください。

○提出先（窓口）：

〒471-8501 豊田市西町3丁目 60 番地
豊田市役所環境政策課 「住宅省エネ改修補助金」係
電話：0565-41-7391

○提出にあたって

- ・郵送する場合は、事前に窓口へお電話ください。

7 その他留意事項等

(1) 他の補助金との関係

国の補助金等（補助金適正化法第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいい、第 4 項に規定する間接補助金等を含む。）、愛知県及び他の本市の補助金等の交付を受けた事業は、本事業の補助の対象とはなりません。ただし、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、他事業の対象部分を除く部分について補助対象となる場合があります。

(2) 消費税の取扱い

消費税相当額は、補助金の交付対象外となるため、補助対象経費は消費税相当額を除いた額とします。

(3) アンケート調査への協力について

補助事業完了後に、改修工事実施後の住戸について、アンケートを提出してください。

(4) 財産の処分の制限について

本事業の補助金の交付を受けた住宅について、譲渡等の処分を行う場合、市長の承認を得るとともに、本補助事業の処分制限期間に対する残存期間（処分制限期間から経過期間を差し引いた期間）の割合を乗じて得た額を本市に納付する必要があります。

ただし、補助財産としての住宅の譲渡にあたり、義務の承継を行い、本事業の目的に反しないと確認できる場合は、この限りではありません。

(5) 交付決定の取消し、補助金の返還等について

万一、交付に際して付す条件に違反する行為がなされた場合は、住宅省工ネ改修補助金交付要綱第 14 条の規定による交付決定の取消し、補助金の返還命令等の措置が講じられます。